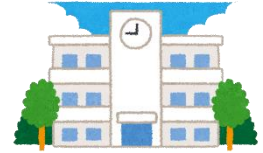


■転出の手続き



①宮原小学校で転学の手続きをしてください

転学することが決まりましたら、まず最初に「いつごろ」「どこへ」を担当までご連絡ください。

- ・在学証明書
- ・教科用図書給与証明書
- ・氏名ゴム印



といった転学書類等を封筒に入れてお渡しします。

②最寄りの支所や呉市役所で住民票の転出手続きをしてください

最後に登校した日の翌日以降に、できるだけ早く手続きをお願いします。

(市内転出の場合は宮原小学校で受け取った「在学証明書」を提示し、「入学通知書」を受け取ります→④へ)

③転出先市町の市・区役所（支所）で住民票の転入手続きをしてください

宮原小学校で受け取った「在学証明書」を提示し、新しい学校への「入学通知書」を受取ります。

※教育委員会にて、入学通知書を受取る市町もあります。

④すみやかに転学先の学校において、手続きを完了してください

- ・市・区役所等で受け取った「入学通知書」
- ・宮原小学校で受け取った「在学証明書」, 「教科用図書給与証明書」, 「氏名ゴム印」といった転学書類等（封筒に入っています）

→これらを転学先の学校へ必ず提出してください。

事前に転出先の学校へ連絡をしておくといいです。

■お願い

○教科書は市町ごとに選ばれていますが、同じ教科書会社の場合は続けて使います。転居のときは全ての教科書を必ず持って行ってください。

○ 休業中に転学される場合・・・

転学先の学校へは、すみやかに書類等持参し、休業中でも早めに事務手続きをしてください。

※ 特に年度末・年度初めの休業中に転学される場合や連休中の転学の場合はクラス数に変更になる場合がありますので、早めのご連絡をお願いします。